

令和6年第12回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年12月5日(木) 開会 午後1時30分
閉会 午後3時10分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江(欠席)	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

14番 船木 良江

6. 議事録署名者

12番 沼田 聖 13番 谷口 憲

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 梶川 修 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 山根 賢志
主任技師 小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
- (6) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (7) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと(非農地)の判断

について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (6) 農地転用（農業用施設）届出の専決処理について

・その他

- (1) 農業委員・推進委員の募集について
- (2) 生産緑地地区の都市計画決定について
- (3) 広島市農業委員会研修会の開催について
- (4) 令和6年度第5回地区協議会の日程について
- (5) 令和6年12月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和6年第12回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席は、14番、船木委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐北区白木地区、佐々木推進委員、安佐北区安佐地区、鈴木推進委員、佐伯区湯来地区、小林推進委員。よろしくお願いいたします。

なお、佐伯区湯来地区の木村推進委員と加藤推進委員は欠席の連絡をいただいています。

まず、議事録署名者を指名します。12番、沼田委員、13番、谷口委員。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、13件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の13件について説明します。議案の3ページから5ページをご覧ください。

1番は、特定遺贈のため申請地を取得するものです。

2番、5番は、申請地の隣接地を耕作しており、13番は自宅の隣接地であり、便利のため申請地を取得するものです。

3番、4番、7番、8番、11番は、新規就農するために取得するもので、それぞれハクサイ、ダイコン、水稻、サツマイモ、コマツナなどを栽培する旨の営農計画書が提出されています。

6番、12番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

9番、10番は、従前より賃借していたが許可を受けていないことが判明したため解除条件付き賃借権の設定をするものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第1号の13件の説明を終わります。

議 長

それでは、議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、鍛冶山委員。

鍛治山委員

2番、鍛治山です。1番の案件についてですが、11月18日に事務局職員と現地確認しました。山本委員は都合が悪く、別に調査されています。これは譲渡人が亡くなられ、兄である譲受人に遺贈するという案件です。しっかりと管理されており、問題ありません。

議 長

2番は私の担当ですので説明します。

11月21日に私と事務局職員2名で現地調査を行いました。溝口委員は後日調査されています。申請地は3枚並んでいる真ん中にあり、その隣接地を耕作している譲受人が取得するものです。きれいに管理されており、問題ないと思います。

議 長

3番、浅元委員。

浅元委員

7番の浅元です。3番について、11月20日に上垣内委員、事務局職員2名と現地調査を行いました。

譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、自分で耕作することが困難なため、譲受人に譲渡し、譲受人が新規就農するものです。譲受人は、申請地の隣接地にある実家へ近々転居する予定となっています。申請地は適正に管理されており、特に問題はないと思います。

議 長

4番、5番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。4番、5番について説明します。現地確認は11月19日に己斐委員、事務局職員2名と行いました。

4番の申請地は、現地確認当日は、一部草が生えており、耕作しにくい状況でしたが、後日事務局から、草刈りがされて耕作できる状態になったと連絡があり、12月5日に改めて現地を確認し、耕作ができる環境であることを確認しました。

5番の申請地は、稲刈りがされた後で、譲受人が、引き続き水稻栽培をされるということです。

両案件とも問題はないと思います。

議 長

6番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。6番は、11月19日に、岩重委員と事務局職員2名と現地の調査を行っております。譲渡人は耕作が困難なため、譲受人に無償で譲り渡し、譲受人は規模拡大のため譲り受け、野菜を栽培するものです。きれいに管理されており、問題はありません。

議 長

7番、8番、河野委員。

河野委員

15番、河野です。7番、8番は11月18日に山縣委員と事務局職員と現地調査を行いました。

7番については、事務局からの説明もありましたように、譲受人が新規就農し、コマツナ、トウモロコシ、カボチャ、トマト、果樹を栽培するというものです。問題ないと思います。

8番も、同じく譲受人が新規就農するもので、カキ等を栽培されるということです。問題ないと思います。

議 長

9番から10番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。9番及び10番は11月18日に、河野委員、事務局職員2名と現地調査をしました。

9番及び10番の譲渡人は高齢や体調不良により、耕作ができないので、従前からJAに貸していましたが、許可を受けていないことが判明したため、今回、解除条件付賃借権を設定するものです。何ら状況は変わることはないので、許可相当と思います。

議 長

11番、12番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。11番、12番は先月の11月20日、奥田委員及び事務局職員2名で現地調査を行っております。

11番の譲受人は、広島市外から申請地の近くに転入し、農業を始めるため、申請地を求めた案件で、異議ありません。

次の12番の譲受人は、経営規模拡大をするためのものであり、異議ありません。

議 長

13番、児玉委員。

児玉委員

19番、児玉です。13番については、奥田委員、事務局2名は、11月20日に現地調査されていますが、私は都合が悪く、後日26日に現地調査をしました。申請地は、譲受人の自宅の隣接地であり、果樹等が植えてありました。譲受人は高齢ですが、健康で問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、13件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について17件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第2号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の17件について、説明いたします。議案の6ページから9ページをご覧ください。

1番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、宅地拡張するものです。

2番、3番、4番は、雑種地及び宅地への転用事案で、自動車の販売修理等を営む譲受人が、申請地を譲り受け、2番、4番は駐車場及び資材置場、3番は車庫として利用しようとするものです。

5番、8番、10番、11番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。8番は、農振農用地区域でしたが、令和6年8月30日付けで農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告を受け、農用地区域から除外されたことを確認しています。

6番は、宅地への転用事案で、申請地を借り受け、住宅を建築しようとするものです。

7番、9番、12番、17番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、駐車場として利用しようとするものです。

13番は、雑種地への一時転用事案で、申請地を借り受け、安芸バイパス建設工事に係る仮設事務所を設置しようとするものです。一時転用期間は許可後から令和9年3月31日となっています。

14番、15番は、雑種地への転用事案で、土木工事業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、資材置場として利用しようとするものです。

16番は、雑種地への転用事案で、自動車の販売修理等を営む譲受人が、申請地を譲り受け、車両置場として利用しようとするものです。

これらの案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまます。

なお、1番、3番、4番の一部、9番、17番は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書または経緯書を添付させています。

6番を除く16件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

6番は、市街化調整区域内に建築物を新築する案件であり、都市計画法の許可を要するため、本総会で承認されますと、同法を所管する宅地開発指導課の許可と同時に、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。1番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番の鍛冶山です。1番は、去る11月12日に事務局職員2人と現地調査を行いました。

1番は住宅への出入りが不自由で、宅地拡張を行うため、所有権移転をするという案件です。

申請地の所有者は2人で、お一人の持分283分の149を、譲受人に所有権移転し、もう一人の持分はそのまま、同意書もあります。また、既転用のため、経緯書も提出されています。問題ありません。

議 長

2番から6番、上垣内委員。

上垣内委員

6番の上垣内です。いずれも11月の20日に、事務局2名と現地調査を行

いました。

2番から4番は同じ譲渡人が、同じ譲受人である法人に所有権移転するものです。2番は駐車場及び資材置場ですが、周囲への影響はありません。3番、4番については、先ほど事務局から説明がありましたように、既に車庫ができしており、始末書が添付されています。いずれも問題ないと思います。

5番は、太陽光発電設備を設置するもので、申請地の近くには既に太陽光発電設備が設置されており、周辺には家もあまりなく、問題ないと思います。

6番は、先ほど説明がありましたように、開発行為の許可を受けて市街化調整区域に住宅を建てるものです。申請地は譲渡人宅の隣で、問題ないと思います。

議 長

7番、浅元委員。

浅元委員

7番の浅元です。7番について、11月20日に、上垣内委員、事務局職員2名とともに、現地調査を行いました。

申請地は、休耕地となっており、隣接地に設置予定の譲受人が代表を務める印刷会社の倉庫を利用するため、駐車場にするものです。周辺農地等への影響や農業振興上も、特に支障は認められず、問題はないものと思います。

議 長

8番、9番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。8番は、農振除外の関係で令和6年3月11日に事務局職員2名と現地確認を行いました。申請地は、保全管理となっていました。譲渡人は高齢で今後農地の維持が出来ないということで、太陽光発電用地として売却されるものです。周辺農地への影響もなく、問題ないと思います。

続いて9番は。11月19日に事務局職員2名と現地確認を行いました。

申請地は既に車両が置けるよう、整地がされていました。申請書に始末書が添えられており、周辺農地への影響もなく、問題ないと思います。

議 長

10番から12番の船木委員は欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

船木委員の意見をお伝えします。

10番から12番は、11月19日に事務局職員2名と現地調査を行っています。

10番、11番は、太陽光発電設備の設置、12番は駐車場としての利用で、いずれも周辺農地への影響はなく、問題はありません。

議 長

13番、山縣委員。

山縣委員

16番の山縣です。13番は、11月18日に河野委員及び事務局職員2名と現地調査しました。申請地は休耕地となっています。譲渡人は、耕作することが困難なため、法人に貸し、工事中仮設事務所を建てて事務所として使用するもので、転用期間は、許可後から令和9年3月31日までです。

周辺農地等に支障を及ぼすことはなく、許可相当と思います。

議 長

14番から16番、奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。14番から16番は、11月20日に事務局の方2名と現地調査をしました。

14番、15番は同じ譲受人で、14番は、コンクリート二次製品、15番は、砂利等の資材置場として使われるもので、周囲に影響もなく、問題ないと思います。

16番は、自動車販売会社に貸し、車両置場にすることで、周囲に影響もなく、問題ないと思います。

議 長

17番、児玉委員。

児玉委員

19番の児玉です。11月20日に事務局と現地調査を行っています。譲渡人と譲受人の父親が29年前に売買契約をしましたが、所有権移転をしていないため、今回の申請となりました。現在も駐車場として利用され、始末書も添付されています。問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

河野委員

6番は、市街化調整区域で、住宅を1棟建てられる案件ですが、農家住宅という解釈で、よろしいですか。

事務局（平木主幹）

これは一般住宅です。農家住宅であれば開発行為の許可は不要ですが、一般住宅ですので、開発行為の許可を受けて建築するものです。

河野委員

譲渡人と譲受人は、親子関係になるのですか。

事務局（平木主幹）

親子です。

河野委員

分かりました。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、17件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、1件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第3号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請 について説明いたします。議案の10ページをご覧ください。本件は、広島国道事務所発注の安芸バイパス建設工事のため、法人Aが一時転用許可を受け賃借していた申請地を、法人B、法人C、法人D、法人Eが承継し、さらに法人Fが資材置場用地として一時転用していますが、追加工事に伴い、令和7年5月10日までとする履行延期の承認申請があったものです。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。

1番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。本件は、11月18日に事務局職員2名と現地調査しました。安芸バイパス建設工事のため、法人Aが一時転用していた資材置場用地を、法人B、法人C、法人D、法人Eが承継し、さらに法人Fが引き続き同用途で一時転用していますが、追加工事に伴い、履行延期するものです。今回の履行延期の期間は、承認後から、令和7年5月10日までとなっております。問題ないと思います。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか。②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか。③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の11ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。

この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしているこ

とを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、山本委員。

山本委員

4番、山本です。11月18日、事務局職員の方と現地を確認しました。現地は相続人の方が、野菜及び果樹を栽培されており、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質問等はございますか。

河野委員

この相続税の納税猶予に関することですが、被相続人と何親等以内なら、納税猶予が受けられるのですか。

事務局（平木主幹）

何親等とかではなく、相続人であれば、相続税の納税猶予を受けられます。

河野委員

はい、分かりました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第5号、広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について20件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第5号、広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について説明いたします。本件につきましては、議案の12ページの説明にありますように、広島市が当初に計画していた農業振興地域整備計画を変更しようとする場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、広島市長は農業委員会に意見を聴くこととなっており、この度、意見照会があったものです。変更内容は、議案に記載しているとおりで、今回、ご審議いただくのは、令和6年8月末までに土地利用計画変更申出書が提出されたものです。農地法第5条許可申請予定の案件が15件、非農地証明に係る案件が4件、非農地判断に係るものが1件、合計20件38筆を農用地区域から除外しようとするものです。

また、農用地区域へ編入するものは、中山間地域等直接支払事業実施区域に伴うものの1件1筆です。

その他、過去に佐伯区湯来地区で地籍調査を行った成果による分合筆及び地目変更等に伴い、農用地区域から除外又は同区域に編入を行おうとするものがあります。今回は大字伏谷字茶屋ヶ原外10地域について行います。

農用地区域から除外する案件のうち、農地法第5条の許可申請予定となる案件の詳細は、議案の22ページから24ページの「農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料」のとおりです。なお、農用地区域から除外する案件では、5条許可申請予定のものを15件と説明しましたが、転用許可申請の単位では、各々の土地所有者が異なっており、16件となっています。

農地法第5条の許可申請予定の案件については、いずれも担当委員と事務局職員が現地調査を行っています。

この度の農業振興地域整備計画の変更につきまして、広島市は、広島県との事前協議、農業委員会の意見聴取の後、広島市農業振興対策審議会への諮問等を経て、今年12月下旬に農振法第11条に基づく公告が行われる予定であり、農地転用許可申請は、この公告後に受付けることとなっております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、議案の22ページから24ページ農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料の1. 農地法第5条許可申請予定のもの1番から順次、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、2番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。1番、2番について、9月19日に事務局職員2名と現地調査を行いました。

1番の譲渡人は高齢で農業が出来ず、申請地は休耕地となっています。譲受人は、申請地の隣接地に事務所兼資材置場がありますが、しかしながら、資材

置場が狭くなり、近隣で適地を探していましたが、申請地以外に適地がなく、申請地を資材置場、駐車場として利用しようとするものです。

2番の譲渡人も、同じく高齢で耕作が出来ず、休耕地となっています。譲受人は、静かな郊外に住宅を建てて、移住しようとするものです。

どちらの申請地も周辺農地への支障はなく、土地改良事業等も行われていないことから、特に問題はないと思います。

議 長

3番から8番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。3番から8番について説明します。

3番から7番は、9月18日に、8番は10月17日に事務局職員と現地の確認を行いました。

3番から8番の申請地はいずれも保全管理されており、今後、農地の維持管理が困難であるということから、3番から6番及び8番は、太陽光発電施設の用地として利用、7番は、申請地に隣接する団体の駐車場として利用する予定となっています。

3番から8番の申請地につきまして、周辺農地への影響もなく、問題はないと思います。

議 長

9番から11番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。9番から11番については、今年の6月に事務局職員2名と現地の調査を行っております。

9番、10番は太陽光発電設備にする案件で、申請地は保全管理されており、設置可能な状況にありました。設置することによる近隣の耕作への影響はないものと思われしますので、問題はありません。

11番は、駐車場として利用する案件です。申請地は、隣接地と一体で地域の集会所が建っていましたが、集会所が不要になり、建物は壊されています。駐車場として利用することによる近隣耕作への影響はなく、問題ありません。

議 長

12番から14番、船木委員は欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

船木委員の意見をお伝えします。

12番については、10月17日、13番、14番については9月18日に、事務局職員2名と、現地調査を行っています。

12番から14番、いずれも周辺農地への影響はなく、農振農用地区域からの除外については問題ないと思います。

議 長

15番、16番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。15番、16番の現地調査を、去る9月19日に事務局職員2名と行っています。15番、16番ともに転用事由のとおりで、農振除外については異議ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、20件を、意見なしと、市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について6件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和6年11月15日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができるかとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農

用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていること。となっています。

それでは、議案の25ページと26ページをご覧ください。

農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については別冊資料をご覧ください。

1番の申請者は、現在、コマツナの施設栽培を行っています。

今後は、人手を確保し、コマツナの回転数を上げ収量の増加を図ります。ビニールハウスを修繕し、秀品率の向上を図ります。

また、経費の見直しによる経営の安定化を図ることにより、年間労働時間4,000時間、年間所得1,010万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

2番の申請者は、現在、ミズナの施設栽培を行っています。

今後は、耐暑性品種の選択や被覆資材等を活用して夏季の収量増加に努めます。発酵鶏糞等を使用し、持続性の高い農業生産方式を目指します。

また、化学農薬の使用回数低減等により労働時間の削減を図ることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得523万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

3番の申請者は、現在、コマツナ、ホウレンソウ等の施設栽培を行っています。

今後は、コマツナ耐暑性品種の導入検討や被覆資材等を活用して、夏季の収量向上を図ります。コマツナより作業時間が少ないアスパラガスを導入し、夏季の雇用労働時間を減らすことで、雇用経費の削減を図ります。

また、野菜調製機を導入し作業効率を向上させ労働時間を削減することにより、年間労働時間2,000時間、年間所得502万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

4番の申請者は、現在、肉用牛の生産を行っています。

今後は、2頭程度繁殖母牛を増産します。効果的な性判別精液の選択を継続することで、市場価値の高い子牛を生産します。

また、高性能なマニユアスプレッダーへの更新等により、自給飼料生産の作業効率化を図ることにより、年間労働時間1,800時間、年間所得501万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

5番の申請者は、現在、肉用牛の生産を行っています。

今後は、引き続き高い受胎率の維持や、病気や分娩時の事故等の発生の軽減に努めます。優良精液により血統更新を行い、雌牛の改良や増頭に努めます。

また、高性能なラッピングマシーン等の導入により、自給飼料生産の作業効率化を図ることにより、年間労働時間1,750時間、年間所得511万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

6番の申請者は、現在、酪農を行っています。

今後は、性判別精液を用い優秀な雌牛からの後継牛を確保したことから、引き続き乳量の確保に努めます。

また、購入したマニユアスプレッダー等により、引き続き自給飼料生産の作

業効率化を図ることにより、年間労働時間1,550時間、年間所得567万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

議案第6号について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。

1番、佐々木推進委員。

佐々木推進委員

安佐北区の白木地区を担当しております。農地利用最適化推進委員の佐々木でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

1番の申請について、11月27日、岩重農業委員とともに、申請者の法人を訪問し、代表にお話を伺いました。法人の設立は、2014年2月12日設立で、約10年になります。経営形態は、コマツナ施設栽培で、3か所にハウスがあります。従事者は2人とパート6名で面積209aを経営しています。出荷先はJA、市場、個人です。抱えている問題点としては、人手不足で計画していた回転数の生産が出来なかったこと。人手不足のためにアプリを活用した求人を行いたい。継続的に雇用を確保すること。作業内容に応じた人員配置を行い、作業の効率化を図ることと伺いました。農業経営の改善については、農地や施設管理が疎かになっているため、今後は農地及び施設の適正な維持管理に努め、計画している回転数の生産をすることです。また、ビニールハウスの修繕をしていきたいということです。規模拡大の意向はありませんと言われていました。地元としましても、申請者を応援しており、今後も応援していきたいと思っています。

この農業経営改善計画の更新については、問題はありません。

議 長

佐々木推進委員からご意見をいただきました。岩重委員からも意見があればお願ひします。

岩重委員

8番の岩重です。現地調査の内容につきましては、佐々木推進委員の説明のとおりです。申請者の代表は、ひろしま活力農業6期生で、白木地区に移住をされ、農業を始めて20年になります。農業以外でも消防団や地域の役員をされるなど貢献されています。佐々木推進委員からもありましたように、人材確保に非常に困っているようなので、地域としても力になれることがあればと思っています。申請について、問題はありません。

議 長

2番、3番、鈴木推進委員。

鈴木推進委員

安佐北区小河内地区を担当しております農地利用最適化推進委員の鈴木でございます。本日はよろしくお願いいたします。

2番、3番の申請者について、11月27日に谷口農業委員と訪問し、お話を伺いました。

2番の雇用体制は固定給の従業員1名、アルバイト3名であり、アルバイトは人材派遣会社より斡旋してもらっています。ハウス内は全てミズナを栽培し、露地でカブ、サツマイモ、ニンニク、ジャガイモ等を栽培しています。昨年ミズナは異常気象により、全滅に近かったのですが、今年は、半分は収穫できたということで安心されていました。出荷先は呉市の市場に半分、中央市場、スーパー、産直市です。困り事としては、法面等の草刈りと獣害つまりシカ対策です。今後の経営規模の拡大については、当面の間は現状維持だそうです。地元としても申請者を応援しており、今後も応援していきたいと思っています。

3番は現在パート5人体制で、全て地元の人です。栽培は年間を通じて、コマツナ、ホウレンソウ、シュンギク、トウガラシ等を栽培しています。出荷は、スーパーや産直市です。現在の困り事については、獣害で特にシカによる露地栽培の野菜の被害と、ほ場の法面の草刈りに時間を取られて大変である。パートの人件費が上昇し、経費に負担がかかっている。ほ場の法面の暗渠排水が古いためか、水はけが非常に悪く、困っている。就農当時より経営規模は1.5倍になっており、今は、経営規模拡大は考えていないとのこと。地元としても申請者を応援しており、今後も応援していきたいと思っています。

2番、3番の農業経営改善計画については問題ないと思います。

議 長

鈴木推進委員からご意見をいただきました。谷口委員からも意見があればお願いします。

谷口委員

13番、谷口です。11月27日に鈴木推進委員とともに申請者にお話を伺いました。2番、3番の申請者は両名とも非常に頑張っています。

鈴木委員が述べられたように、法面の草刈りに時間をとられ、非常に苦勞されているようです。

また2番の申請者のお話の中で、毎週バイトを雇うという話がありましたが、これは、バイトアプリによって、マッチングした人を1時間とか、2時間とか空いた時間に雇われていますが、アルバイトの基本給、支払う料金は同じですが、このバイトアプリ運営会社に支払う手数料が3割で、非常に高く悩ましいと言われていました。しかし必要なときに、人を手配出来るということで、非

常に助かっているとも言われていました。

2番、3番の農業経営改善計画については問題ないと思います。

議 長

4番、担当の木村推進委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

木村推進委員からの意見をお伝えします。

4番の申請者についてです。11月28日に吉田農業委員とともに、申請者を訪問し、お話をお伺いしました。申請者は夫婦の2名です。肉用牛農家で、主に妻が経営を営んでいましたが、夫の定年退職後、令和元年に本格的に経営参入し、現在に至っています。経営形態は、和牛繁殖経営で、母牛から生まれた子牛を9か月前後飼育し、三次家畜市場に出荷しています。現在抱えている課題は、購入飼料について、これまでの円安やウクライナ情勢等により飼料価格が高騰していること。また、枝肉のだぶつき等により、子牛価格が下落していることです。繁殖牛については、空いた牛舎を借りて、繁殖母牛を増やしており、今後も2頭程度母牛を増頭する予定です。現在、ゲノム育種価を調査し、そのデータを元に効果的な精液を選択し、市場価値の高い子牛を生産していきたいとのことです。自給飼料については、約3ヘクタールの農地を借入れし、イタリアンライグラスやスーダングラスを作付けし、飼料自給率の向上を図るとともに遊休農地の解消に努めています。地元としても申請者を応援しており、今後も応援していきたいと思っています。

この農業経営改善計画の更新について、問題はありません。

議 長

木村推進委員からご意見をいただきました。吉田委員からも意見があればお願いします。

吉田委員

3人の推進委員の説明の後にします。

議 長

5番の担当の加藤推進委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

加藤推進委員の意見をお伝えします。11月28日に吉田農業委員とともに申請者を訪問して、お話を伺いました。申請者の牧場は、昭和初期より申請者の父が乳牛飼育を始め、酪農、和牛繁殖経営を長くされてきました。申請者は、

役所に勤務する傍ら牧場経営の手伝いを兼業していました。その後、父親、母親の死去に伴い、役所を退職後、専業で和牛繁殖経営を行っています。現在、和牛繁殖農家に伴う諸問題は計り知れないものがあります。牛の疾病、個体識別番号による登録、飼料代の高騰、子牛価格の下落、自給飼料の生産に係る経費等が山積する中、農業経営の安定化、合理化、省力化、労働時間短縮を図るため、高性能機械を導入するなどし、日々努力されています。地域としては、休耕田への牛の放牧、飼料作物の生産等で、遊休農地の減少に役立ち、助かっていますし、今後も申請者を応援していきたいと思えます。

この農業経営改善計画の更新について問題はありません。

議 長

6 番、小林推進委員。

小林推進委員

佐伯区湯来地区で、農地利用最適化推進委員をしています小林です。よろしくお願ひします。

11月26日に申請者を吉田農業委員と訪問し、お話しを伺いました。経営は、家族経営協定を結んで行っています。この協定を結ぶまでは、申請者の祖父母も経営に加わっていましたが、祖父母が高齢のため、担当業務を変更し、主たる従事者として全般を申請者が、申請者の父が搾乳と牧草生産を担当、事務は申請者の妻と母が担当し、年間労働時間の削減にも努力しており、ヘルパー制度を活用することで休日が計画的に取れるようにしています。現在は、規模拡大ではなく、生産方式の合理化に重点を置き、堆肥を改良して土壌改良や、2品種の牧草にすることにより、牧草の生育にムラが少なくなり、循環型の有機栽培で牧草が増収するようにされています。ほとんどの堆肥は、出荷するのではなく、自家消費されています。現在為替の影響等で飼料が値上がりしていますが、それらの対応策だそうです。また、これらには、広島市省エネ機器導入支援事業が活用されています。このように色々、様々な技術を駆使して、優秀な後継牛の確保や、乳量減少を最低限に抑えて乳量の増加にも努力しています。今年の夏の猛暑では、牛が乳房炎になったり、牛舎を冷やすためのクーラーも壊れたりで、とても困って大変だったと話されていました。若い力を発揮して、日々努力されています。今後も申請者を応援していきたいと思っています。

この農業経営改善計画の認定については問題ありません。

議 長

吉田委員。

吉田委員

農業経営改善計画の更新は5年ごとに行われるそうで、今回は畜産農家の3

経営体が対象になりました。4番と5番は、和牛繁殖農家で、どちらも70歳前後で、畜産農家は肉体的に少しきついかないと思っておりましたが、70歳でも十分にやっているとしました。コロナ禍後の社会情勢、特に外国からの観光客が増えて、日本の和牛が大量に消費されるようになり、とても美味しいという評価を得ています。これからも和牛繁殖農家として、活躍されるものと期待しています。

次に6番の申請者ですが、こちらは酪農で、毎日2回搾乳があるということで、先ほどの和牛繁殖農家と違い、労働時間は多くなりますが、家族経営協定を結び、それぞれ役割を決めて効率的な経営をされています。申請者は、酪農家の4代目で、まだ若い青年ですが頑張っていますので、応援をしたいと思えます。

4番から5番の農業経営改善計画の更新については、問題はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

佐藤委員

少し気になったので、教えてください。4番から6番は、円高になって、経費が下がることを想定した事業計画になっていますが、現下の状況で円高になるという想定申請というのはどうかと。逆に言うと、所得500万円というのが縛りになってしまって、それを達成するために無理やり細工をしているような感じがします。所得は今の情勢を考えたら、肉用牛や酪農の方は、その数字にこだわらなくても申請を認める方向にしていってほしいが、現実味のある申請になるような気がするのですが、いかがでしょうか。

吉田委員

的確な回答にはならないかもしれませんが、この計画は、農林水産振興センターの畜産係で作成をしています。この円高については、昨年よりは少し良くなってきたということで、この円高を想定されているのだと思います。

500万円の所得というのは、経営体としては、500万円を超えないと、全体的に経営できないということから、500万円を設定しているのだと思います。そこは事務局がどう判断するのかということがありますが、私としては、円高の想定でいいと思います。

事務局（梶川事務局長）

事務局としての意見を言わせていただきたいと思います。今意見がありましたように、認定農業者の農業経営改善計画の目標というのが、労働時間2000時間と、この500万円の所得というのは、この認定農業者制度が、創設された当時から変わっていません。この500万円というのは、実際は他産業並みの所得ということで、その当時、平成5年に農業経営基盤強化促進法が施行

されて、当初の目標設定の数字です。今の経済情勢を考慮すると、全業種の所得というのは、昨年、別の事業の関係で試算したことがあります、500万円はありませんでした。恐らくその時は300万円後半で400万円なかったのではないかと思います。世の中の状況もそういうふうに、所得も変動していますが、目標自体はずっと500万円のままだとされています。それと、佐藤委員が言われたように、無理やりという言い方が適正かどうか分かりませんが、500万円を達成するような形での、目標設定、経営の考え方があると思いますが、実際に現状を踏まえたときに、そういった無理な目標設定になっているのではないかというような意見を受けましたので、まずその部分について、市の認定になりますので、農政課に、そういった意見を承ったということを伝えておきます。それが即座に500万円が400万円になるということにはならないとは思いますが、農業経営改善の計画を立てるときも、あくまでも500万円としながら、今の500万円に無理やり持っていくようなものではなくて、現状を踏まえたような形での計画作成に、現場の方、農業技術員の職員が、支援しながら、経営改善の指導をしていますので、そういったところにも、より現状を踏まえた計画策定の在り方をしてはどうかと伝えていきたいと思えます。

佐藤委員

今の500万円と2,000時間は全国一律ですか。私は認定農業者の大会であちこち行かせてもらいますが、確か、まだまだ低い数字の認定基準を持っている市町村があるような気がするのですが、どうですか。

事務局（梶川事務局長）

これは全国一律ではありません。おっしゃる通りだと思いますので、その部分を、計画の認定をしている、市の農政課に、今の状況に連動したような所得目標というのがあっても良いのではないかということを、伝えたいと思えます。

佐藤委員

すみません。ありがとうございます。

議長

あくまで目標だそうです。なかなか厳しいですが。
その他、ご意見等ございますか。

河野委員

6番の経営方針の概要のところ、性判別精液を用いということが書いてありますが、牛の精液というのは雄と雌の判別ができるのですか。

事務局（平木主幹）

牛は人工授精をするのですが、雄と雌が分かった凍結された精液を使って人工受精をしています。

河野委員

性別の判別ができるということですか。

事務局（平木主幹）

そうです。

議 長

それでは、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、6件を意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと非農地の判断について、45件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと非農地の判断について説明いたします。

農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の27ページをご覧ください。

今回、1番から2番で上程している合計45筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の山林もしくは、雑木、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。

以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長

議案第7号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見

を伺います。

1 番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。令和 6 年 1 0 月 2 7 日に世羅推進委員と白木町市川地区の非農地調査を行いました。

その結果、山林及び原野であったことを報告いたします。

議 長

2 番、吉田委員。

吉田委員

1 7 番、吉田です。現地確認が不可能であった地番がありました。それについては、事務局に公函を求め、再調査しています。

小林推進委員との調査の結果、原野及び山林と判断しました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第 7 号の 4 5 件を非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。

報告第 1 号から第 6 号の専決処理について、1 0 0 件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

報告第 1 号から第 6 号までの専決処理について説明します。

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出 3 1 ページから 3 4 ページの 2 3 件、及び報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出 3 5 ページから 4 3 ページの 5 0 件は、広島市農業委員

会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号 非農地証明申請44ページ、45ページの10件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出46ページ、47ページの12件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認48ページ、49ページの4件、報告第6号 農地転用、農業用施設届出50ページの1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第6号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないようですので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5のその他事項に入ります。

農業委員・推進委員の募集について、事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

農業委員・推進委員の募集について説明します。本日お配りしております資料の1ページをご覧ください。

1番は農業委員の募集についてまとめたものです。(1)は農業委員の人数、任期等についてです。募集人数は19人です。要件は、①原則として認定農業者が農業委員の過半数を占めること、②農業委員会の事務に関して利害関係を有しない者が含まれること、③年齢・性別等のバランスに配慮することが農業委員会等に関する法律で謳われておりますので、これらを踏まえて募集することとなります。

続いて任期ですが、来年6月17日から3年間となります。

資料の下の方、(3)の農業委員の選任の流れをご覧ください。図に示しておりますように、募集の申し込みは法人・団体又は個人による推薦と、本人による応募があります。それから選考、市議会の同意を経まして市長が任命するという流れになります。募集期間は今月の12月13日金曜日からから来年の1月15日水曜日までです。

続きまして、2ページをご覧ください。2番は推進委員の募集の概要についてです。募集人数は42人です。農業委員会等に関する法律施行令に規定する

農地面積に基づく定数の基準は36人以下で、令和4年度改選時の37人以下より1人減りますが、広島市は、この基準以上の定数とすることができるものとして農林水産省で定める要件、都市計画区域がある場合、農地比率15%未満で、農地が著しく散在していることに該当するため、現行の定数42人を維持いたします。募集地区は資料のとおりで、第1地区から第10地区まで、それぞれ定数を定めています。

続いて3ページをご覧ください。3ページは推進委員の選任の流れです。募集の申し込みは、農業委員と同じように法人・団体及び個人による推薦、本人による応募があります。募集締め切り後、選考を経まして農業委員会総会で決定をし、農業委員会会長が委嘱をする流れになります。募集期間は農業委員と同じく、12月13日金曜日から来年の1月15日水曜日までとなります。

次に3番の参考についてですが、募集案内は12月13日から広島市の農政課、農業委員会事務局、各区役所・各出張所に備え付けます。また、広島市のホームページからもダウンロードできます。広報についてですが、広島市のホームページに掲載するほか、広報紙、市民と市政の12月15日号に掲載します。また、農業委員会だよりも募集案内の記事を掲載し、年明けに生産区長経由で各農家に配布するようしております。募集案内ができましたら、農業委員、推進委員全員に農業委員と推進委員両方の募集案内を1部ずつ、地区協議会会長には、予備を加えた部数を送ることとしていますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは引き続き、事務局から報告をお願いします。

事務局（山根主査）

令和6年度生産緑地地区の指定について、説明します。配付資料の1ページ、資料1をご覧ください。生産緑地制度は、市街化区域内の農地を計画的に保全し、緑豊かで良好な都市環境をつくることを目的として、都市計画に生産緑地地区を定める制度です。広島市では、多様な機能を持つ都市農地を保全し、都市農業の振興を図るため、令和2年から導入しています。農家からの事前相談を受け、生産緑地地区指定の案作成、協議、縦覧などの手続きを経て、令和6年度の生産緑地地区指定について、11月7日に都市計画審議会でも審議可決され、12月2日に告示されました。指定された一覧は次のページのとおりです。今年度指定された地区は2地区、面積は約0.2ha、2,040㎡となってい

ます。参考に、昨年度の指定は3地区、面積は約0.3ha、2,735.93㎡でした。なお、この一覧表は今後事務を推進していくうえで必要であることから、委員の皆様にお配りするものですが、個人に関する情報が含まれていないので、取扱いには注意していただくようお願いします。

推進委員には、1月の地区協議会で配付することとしています。

続きまして、広島市農業委員会研修会の開催について説明します。3ページ、資料2をご覧ください。令和7年1月7日火曜日、総会終了後に東区役所5階講堂で開催します。また、研修会終了後広島ガーデンパレスにて懇親会を実施いたしますので、よろしくお願いたします。

続きまして、令和6年度第5回地区協議会について説明します。4ページ、資料3をご覧ください。下の表のとおり、1月10日金曜日から1月29日水曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等ご確認いただければと思います。

続きまして、令和6年12月の現地調査日程について説明いたします。5ページ、資料4をご覧ください。今月の受付締切日は13日金曜日です。現地調査は、16日月曜日の午前は旧市、午後は安芸区、17日火曜日の午前に可部・安佐地区、午後を白木・高陽地区、18日水曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請などの状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

最後に、本日机に来年の農業委員会手帳を配付しております。お持ち帰りください。よろしくお願いたします。

以上、説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

これで令和6年第12回総会を終了します。

次回の総会は、令和7年1月7日火曜日、午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。また、総会終了後は研修会が同じ建物の5階講堂でありますので、よろしくお願いたします。

それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いたします。

鍛冶山会長職務代理者

皆さん大変お疲れさまでした。